

松枝小学校いじめ防止基本方針

(令和4年12月26日改訂)

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 定義と保護者の責務等

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法 第2条1項＞

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。＜同法 第9条1項＞

(2) 学校としての構え

「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは、どの学校でもどの児童にも起こり得る」「いじめは、自分からは言いづらいもの」という認識に基づき、教育活動全体を通して、いじめの防止等にあたる。

- ・いじめの早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。
- ・すべての教職員が一致協力し、組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として許されない」という認識を教育活動全体において、児童に徹底する。

(3) いじめの認知

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学年・学校づくり

- ・児童が、「分かった・できた」という達成感を味わうことができる授業をめざす。
- ・どの児童も自己有用感・肯定感が培える、互いを尊重し温かく支え合う学級経営に努める。
- ・児童会、特別活動で、共感的な人間関係づくりや自治力を育成する。

(2) 生命や人権を大切にする指導

- ・命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識を育てる道徳や学級活動を充実させる。
- ・ボランティア活動、自然や生き物とのふれあいや、幅広い世代の人との交流などの豊かな体験活動を充実させる。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって、かかわり合えるようになるための「認識力」「判断力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実する。

(3) 全ての教育活動を通じた指導

- ・教育活動全体を通じて、児童が自己有用感・肯定感を培いながら、仲間を共感的に理解する力を育成する。
- ・スマートフォンやインターネットなどの取り扱いについて、保護者と共通理解を図り、情報モラル教育を充実する。

(4) 学校いじめ防止基本方針の周知と取組状況の評価

- ・策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法

により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査などによる的確な情報収集

- ・心のアンケートを実施し、定期的に児童の声を聞くようにする。
- ・授業中や休み時間、その他の日常生活において、わずかな児童の変化の把握に努める。
- ・保護者や地域など、様々な機関からの情報収集に努める。
- ・全ての教職員が些細な児童のサインも見逃さず、きめ細かな情報交換を日常的に行う。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢で教育相談を進める。
- ・心のアンケートをもとに、必要に応じて、個別の教育相談の場を設ける。
- ・定期的に生徒指導主事や教育相談主任を中心に教育相談委員会を開き、教職員が役割を理解し、確かな協力体制を構築する。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や週1回の職員打合せ等の機会をとらえ、「いじめ防止これだけは！」等の各種啓発資料を用いて、未然防止に向けての教職員の指導力向上を図る。
- ・具体的な事案をもとにした研修を必要に応じて実施し、教職員が危機感をもっていじめの未然防止や早期発見・早期対応ができるように努める。

(4) いじめ問題対策委員会の設置と対応

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため「いじめ問題対策委員会」を設置する。メンバーは、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、該当学級担任で構成する。また、必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー等も含める。
- ・校内いじめ問題対策委員会の下に実務部会を置き、いじめ問題に機動的に対処する。
- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。
- ・事実が確認された場合には、いじめた側、いじめを受けた側の双方の保護者との連携を図り、児童が安心して学校生活を送ることができるよう迅速かつ丁寧に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、羽島郡二町教育委員会に報告する。

(5) いじめの「解消」について

- ・「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月を目安)継続していることのとらえ、その間では、被害・加害児童の様子を含め状況を注視する。

(6) 関係機関等との連携

- ・いじめ問題について、日頃から、教育委員会や警察署、子ども相談センター、主任児童委員、学校運営協議会委員等との連携を大切にし、問題の未然防止や早期対応を図るように努める。
- ・インターネット上のトラブル(誹謗中傷や個人情報流出等)については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにする。さらに、必要に応じて警察などの関係機関と連携し解決を図る。
- ・児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大な事

- 案が発生したものとして、羽島郡二町教育委員会へ報告し、調査に当たる。
- ・いじめを受けた児童に対する支援について、スクールカウンセラー等と連携し、より効果的な心のケアに努める。

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

- ・PTA総会等で基本方針の説明 ・学校だよりなどへの方針の掲載
- ・職員研修の実施 ・学校運営協議会へ説明
- ・心のアンケートの実施 ・教育相談の実施 ・三者懇談会の実施
- ・情報モラル学習及び教育研修会の実施 ・職員研修(事例研)の実施
- ・ひびきあいの日の取り組み
- ・学校運営協議会による評価 ・教職員による取組評価の実施と次年度の計画見直し

いじめ早期発見・早期対応の年間計画（令和7年度の計画）

月	取組内容	備考
4月	・職員会で「方針」の共通理解と対応方法の研修 ・職員によるSOSの出し方指導 ・スクールカウンセラーの紹介 ・学校運営協議会の実施	
5月	・学校だより、Webページによる「方針」の発信 ・二者懇談における教育相談	
6月	・学級でいじめ防止基本方針の説明と指導 ・心のアンケートの実施、教育相談の実施 ・第1回Q Uアンケート実施	教育相談週間
7月	・三者懇談における教育相談	
8月	・いじめの早期発見に向けた職員研修の実施	
9月	・SC等によるSOSの出し方指導	
10月	・第2回Q Uアンケート実施	
11月	・心のアンケートの実施、教育相談の実施	教育相談週間
12月	・ひびきあいの日の実践 ・学校運営協議会の実施	
1月	・心のアンケートの実施、教育相談の実施	教育相談週間
2月	・学校運営協議会の実施 ・三者懇談における教育相談の実施	
3月	・学校生活の振り返りといじめ防止基本方針の見直し	

5 いじめの訴えと重大な事案の発生への対応

- ・本人または保護者がいじめとして訴えがあった場合や学校が重大なことであると判断した場合には、羽島郡二町教育委員会へ報告し、教育委員会の指導のもと、調査を行うと共に、解決に向けて対応をする。

6 資料の保管について

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料の保管期間は最低でも当該児童が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保管期間を5年とする。

いじめの捉え 対処すべき事項

本人、保護者、周りに見ていた者からいじめだと訴えがあった時

アンケート調査・個人面談等でいじめが分かった時

物が壊れた時 物がなくなった時

ケガをしたとき、一方的な暴力があった時

ばい菌扱いなど、仲間外れなど集団によるいじめが認められた時

暴言や言葉の暴力など精神的なダメージが大きい時



いじめ問題対策委員会

校長 教頭 生徒指導主事 教育相談担当

学年主任 担任 養護教諭

必要に応じ

スクールカウンセラー 学校運営協議会会長 笠松町の福祉担当等

☆いじめ問題対策委員会実務部会

校内いじめ問題対策委員会の下に、日常的な関係者の会議として、いじめ問題対策委員会実務部会(校長、教頭、生徒指導、担当教諭等で構成)を置き、いじめ問題に機動的に対処する。

☆重大事態と判断された場合

教育委員会の指導のもと立ち上げられた調査組織、警察等の該当諸機関と連携し、事実関係の調査にあたる。

※重大事態とは…「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態(自殺等重大事態)及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態(不登校重大事態)